

むつ市議会第248回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

令和3年6月14日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【議案上程、提案理由説明】

第2 議案第48号 財産の取得について

（むつ市消防団川内消防団第8分団配備の水槽付消防ポンプ自動車を、老朽化に伴い更新するためのもの）

第3 議案第49号 財産の取得について

（老朽化した移動図書館車を更新するためのもの）

【一般質問】

第4 一般質問（市政一般に対する質問）

- （1）18番 原 田 敏 匡 議員
- （2）3番 杉 浦 弘 樹 議員
- （3）7番 斉 藤 孝 昭 議員
- （4）4番 東 健 而 議員
- （5）15番 佐 藤 広 政 議員
- （6）10番 村 中 浩 明 議員
- （7）2番 工 藤 祥 子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管理 者	村田	尚
代監査委員	齊藤	秀人	選挙管理 委員会 委員長	畑中	政勝
農委会 委員 業会長	坂本	正一	総務部長	吉田	真
総務部 室 部長	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	財務部 調整 推進 部長	樋山	政之
民生部長	杉澤	一徳	福祉部長	藤島	純
健つく く 進部 部長	中村	智郎	健つく く 進 推進 部長	木村	公子

健つ推健つ推予感対
 都整土課

教委事生涯
 員務学

務務主
 部課查

康り部康り長・症課
 市部持長

育合局習長

部課查

く進く進医療
 備維

木

員務学

務務主

高 橋 嘉 美

柳 谷 真 吾

畑 山 勝

畑 中 佳 奈

部略長
 戦 光
 経観課

育合局長
 員務課
 教委事総

康り部康り課幹も部も課幹
 く進く進主いど庭主
 療どら療主
 健つ推健つ推医子み子家医

務務
 部課任
 総総主

池 田 雅 文

工 藤 大 介

竹 森 攝 子

柏 谷 諒

事務局職員出席者

事務局長
 総括主幹
 主任主査

佐 藤 孝 悦
 櫻 田 周 誠
 井 田 周 作

次 長
 主 幹
 主 任

中 野 敬 三
 堂 崎 亜 希 子
 浜 端 端 快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

- 議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。
- ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

- 議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、6月3日市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、本日この後、固定資産税及び都市計画税の課税誤りによる還付について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

- 議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

- 議長（大瀧次男） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

- 市長（宮下宗一郎） おはようございます。

この度、固定資産税及び都市計画税の課税に一部誤りがあったことが判明いたしました。

その内容につきましては、税務調整監より詳細

ご説明申し上げますが、対象となる納税者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことについて、お詫び申し上げ、今後の再発防止に努めてまいります。

- 議長（大瀧次男） 税務調整監。
- 財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） 固定資産税及び都市計画税の課税誤りについて、その概要をご報告申し上げます。

この度の課税誤りは土地に対する課税に関するものでありまして、その内容は路線価の評価誤りによるものと、住宅用地特例の適用誤りによるものであります。

路線価とは、宅地の評価額を算出する基になる価格のことであり、住宅用地特例とは、住宅用地の税負担を軽減することを目的とした制度のことであります。

本年2月、令和3年度の課税に向けた作業の際にこれらの課税誤りが発覚し、調査をいたしましたところ、路線価の評価誤りについては、法人を含む39人、住宅用地特例の適用誤りについては、3人の方への課税に誤りがあり、税額を過大に徴収していることが判明いたしました。

過大に徴収した部分につきましては、地方税法及びむつ市固定資産税等返還金取扱要綱に基づき、還付及び返還をすることとしております。

内訳は、路線価の評価誤りが、固定資産税は対象者39名、総額134万6,600円、都市計画税は対象者31名、総額22万1,600円、還付加算金は対象者39名、総額12万100円の計168万8,300円となります。

住宅用地特例の適用誤りが、固定資産税は対象者3名、総額28万2,900円、都市計画税は対象者1名、3,900円、還付加算金は対象者3名、総額1万9,900円の計30万6,700円となり、合計しますと固定資産税162万9,500円、都市計画税22万5,500円、還付加算金14万円となります。

なお、対象となります皆様には、去る6月8日に令和3年度納税通知書にお詫びの文書を同封し送付したところでありまして、今後、戸別訪問等により詳細ご説明させていただき、速やかに還付手続きを進めてまいりたいと考えております。

今回の課税誤りの原因といたしましては、課税システム入替え時の路線価置換え作業の際に、当該路線価の処理を漏らしたこと、路線の設定及び特例適用条件等に関する理解が不十分であったことなどによるものであります。

今後についてであります。今回の件は、現在のチェック体制の下でその誤りを発見し適正な課税へと正すことができましたものでありますことから、継続して適正な課税業務に努めるとともに、研修等を通じて職員の税知識や資質のさらなる向上と事務処理におけるチェック体制の強化を図り、課税誤りの抑止に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

この度の課税誤りにより、納税者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第3 議案上程、提案理由説明

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 議案第48号 財産の取得について及び日程第3 議案第49号 財産の取得についての2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま追加上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第48号及び議案第49号 財産の取得についてであります。これら2議案は、むつ市消防団川内消防団第8分団に配備しております水槽付消防ポンプ自動車及びむつ市立図書館において運用されております移動図書館車について、老朽化が著しいことから車両を更新するためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました2議案については、6月18日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承願います。

◎日程第4 一般質問

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより原田敏匡議員、杉浦弘樹議員、斉藤孝昭議員、東健而議員、佐藤広政議員、村中浩明議員、工藤祥子議員、住吉年広議員、浅利竹二郎議員、佐賀英生議員、佐藤武議員、鎌田ちよ子議員、濱田栄子議員の順となっております。

本日は、原田敏匡議員、杉浦弘樹議員、斉藤孝昭議員、東健而議員、佐藤広政議員、村中浩明議

員、工藤祥子議員の一般質問を行います。

なお、今定例会における一般質問については、先般決定しております「国内における重大な感染症の拡大状況下におけるむつ市議会の運営方針」に基づき、会議時間の短縮を図る観点から、質問時間は1人30分以内として時間制限が設定されておりますので、ご留意願います。

◎原田敏匡議員

○議長（大瀧次男） まず、原田敏匡議員の登壇を求めます。18番原田敏匡議員。

（18番 原田敏匡議員登壇）

○18番（原田敏匡） おはようございます。18番、会派未来への轍の原田敏匡です。むつ市議会第248回定例会において一般質問を務めさせていただきます。

通告に従いまして、2項目2点について質問いたします。市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げます。

初めに1項目め、むつ市総合経営計画について質問いたします。むつ市総合経営計画は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するために、将来像「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を掲げ策定したもので、2017年度（平成29年度）から2026年度（令和8年度）を計画期間とする本市の最上位となる計画となります。

本年は、策定後、折り返しのちょうど5年目に当たり、前期基本計画の総括的な検証、後期基本計画の策定等、非常に重要な年度となります。そこで、策定までのプロセスについて、また昨今のコロナ禍は前期基本計画に多大な影響を与えたことは明白であり、その余波は後期基本計画にも及ぶと考えますが、後期基本計画策定に当たり、コロナ禍が与える影響について、併せてお伺いしま

す。

2項目め、除排雪の対応について質問いたします。昨年度は、短期間の集中的な大雪により、昼夜を分かたず除雪、排雪に尽力された委託業者の皆様には感謝と敬意を表します。また、市職員におかれましても、連日の泊まり込みでの対応に大変ご苦労されたことと思います。

除排雪対応は、降雪状況による自然的要因、重機を含めたマンパワー、除雪箇所、排雪場所の確保などの物理的要因など、様々な要因によりその対応が左右されます。しかし、そんな中でも毎年度市民生活を守るため、業務の進化を続けていかなければなりません。

そこで、市民からの問合せ、委託業者の声等を踏まえ、昨年度の対応から見えてきた今後の取り組むべき課題、そして今冬に向けた改善策についてお伺いします。

以上、2項目2点につきお伺いいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 原田議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市総合経営計画についてのご質問、後期基本計画策定までのプロセスとコロナ禍による影響についてお答えいたします。

本年度は、令和4年度からの後期基本計画の策定に取り組むこととなりますが、むつ市総合経営計画を策定した当時と大きく状況が異なるのがコロナ禍による影響であります。

後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画の効果検証を踏まえ、さらにはアフターコロナ、ウィズコロナと言われる世の中を見据え、前期基本計画の枠組みにとらわれることなく、新たな目線で計画策定に取り組むよう指示をしたところであります。

具体の計画策定のプロセスにつきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、除排雪の対応についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） むつ市総合経営計画の後期基本計画策定までのプロセスについてお答えいたします。

策定に当たっては、むつ市総合経営計画策定要綱に基づき、全庁横断的な体制で計画の策定に取り組むとともに、市民の意見を幅広く反映するため、オンラインによるワークショップ形式の市民会議を検討しております。

また、平成29年度から実施しております市民アンケートによる各施策の満足度調査やパブリックコメントを実施することで、市民の皆様の意向を十分に反映させた素案を作成することとしております。

また、素案につきまして、むつ市総合開発審議会からのご意見を賜りながら、後期基本計画の原案を決定し、その後むつ市議会議員の皆様へのご説明、または議案によるご審議をいただいた上で策定となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 除排雪の対応についてのご質問にお答えいたします。

昨年度の対応を踏まえ、取り組むべき課題と今冬に向けた改善策についてであります。昨シーズンは年末から1月中旬にかけて、連日の暴風雪による大雪に見舞われたことにより、市の除排雪作業に遅れが生じるなど、市民の皆様にはご心配をおかけしたものと考えております。

除排雪対応につきましては、その年の天候や降雪状況によって大きく異なりますが、円滑な除排

雪の実施には市民の皆様のご理解とご協力が欠かせないものと、昨シーズンを通じて改めて認識したところであります。

昨シーズンは、むつ市豪雪対策本部を5年ぶりに設置し、除排雪の対応強化を図るとともに、新たな取組としてSNSや防災かまふせメール等を活用して、リアルタイムに除排雪状況の情報を発信いたしました。市民の皆様からは、この対応に対し多くの声が寄せられ、好意的に評価していただいたところであります。

市といたしましては、今後も市民の皆様から除排雪作業に対するご理解とご協力が得られるよう、必要な情報の発信方法等について検討し、効率的な作業の実施に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） それでは、再質問させていただきます。項目順に従って再質問いたします。

まず、一般的に前期、後期とある戦略については、後期の戦略は、ある程度前期の計画を踏襲した形で策定されることが想定されるのですが、先ほど答弁があったとおり、このコロナ禍により世の中の環境が今までにない変化を見せる中、大幅な見直しが必要な項目があるのではないかと考えます。具体的に、方針等も含めてどの部分まで踏み込んで見直しが図られる予定なのか、その方針をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

見直しの方針ということになりますけれども、後期基本計画の策定に当たりましては、まずは前期基本計画におけるKPIや施策の評価等の実績を踏まえながら、十分に効果検証を行い、現状の課題の整理と今後の方向性を見定めた上で見直しを図ることとしております。当然その中でコロナ、アフターコロナということも十分に考慮してい

くつもりでございます。その際は、現行の基本方針にとらわれず必要な見直しを行いまして、5つの基本方針がございますけれども、場合によっては方針を変更するというところもあると考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 基本方針まで踏み込んで見直しをするというのは、大変心強いというか、ぜひお願いしたいなという部分ではあるのですが、先ほどプロセスに関しては伺いましたのですが、ある程度日程的な策定までのスケジュール等、現段階で示しできるところがありましたら伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

具体的なスケジュールということでございますけれども、後期基本計画につきましては、当初本年度中に策定をするという予定で事務のほうを進めてまいりましたが、やはりコロナによる事業の検証というものがなかなか進まないということと、昨年度きちんとした結果が出せなかったということと、本年においてもなかなか事業が進まないということもあります。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種ということで、最優先に全庁挙げて取り組んでいるということもありますことから、今年度中に策定をするという予定でございますけれども、令和4年度中の策定に向けて、現在スケジュールを調整しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） こういう状況下でなかなか策定まで計画どおりいかないというのは、理解できることではあります。何でこの質問をしたかというと、ちょっと早いですけれども、今までの予算

編成を見ると、総合経営計画、大分予算編成とリンクするところがございます。やっぱり気になるのは、令和4年度にずれ込んだ場合と、来年度の予算編成に関して、その方針というか、総合経営計画との関係性というのがどう関係して予算編成に向かっていくのかが少し気になるところではあるのですが、その辺、現状どのような考えでいらっしゃるのか、最後にお伺いします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

後期基本計画と来年度の予算との関係性ということになりますけれども、当初予算の編成の時期がやはり10月から12月にかけてということになりますので、その頃にはある程度コロナの終息が見えてくるということで、各事業のほうも、また今年度の洗い出しまたは精査等ができてくると思いますので、その内容を予算のほうに反映させた上で、また4月以降、それを実行する中で新たに後期基本計画を策定するというように、予算と事業をリンクするような形で対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 了解いたしました。

次に、2項目に移らせていただきます。先ほど答弁の中で、遅くなりがちだったということもあったのですが、市長も会見のほうで重機の問題、人手の問題、あとは市の総延長距離の問題で、物理的に全地域をやるのは不可能だという会見もされていたと思うのですが、実際私もそのとおりだと思います。

私のほうにも市民の方からいろいろな問合せがあったのですが、そういった形で市民の皆様にご理解を得るようなことを私なりにさせていただいたのですが、そこでやっぱり気になるのは、昨年度並みにあれほど短期集中になってしまう

と、現状の市職員のマンパワー、そして委託業者の数等を含めると、昨年の除排雪の対応が現時点では精いっぱいというか、ベストなパフォーマンスに近い形であったのではないかと。あれ以上スピードを求めてやることは、市長がおっしゃるとおり、ちょっと物理的に難しいのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうだったか、まずお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

昨年度並みといえますか、それ以上の大雪が降る場合もあります。今の現状では、昨年度あれだけ集中され、さらには低温化で雪が解けないという状況下においては、もうこれが限界だろうというふうに感じました。ただし、限界というのは、1日で処理するのではなくて、皆様にはご理解をいただきながら、計画的に、数日かけて、そして市民の生活に支障のないように道路管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） おっしゃるとおりだと思います。答弁のほうでも、市民の皆様を理解を得ながら今後とも進めていきたいというお話だったのですけれども、やはり除排雪の対応、今答弁あったとおり、限界ということがありますが、その限界であるということを市民の皆様に理解していただくのがやっぱり一番ではないかなと。もちろんメール等で随時発信していただき、我々も、市民の皆様も、十分その辺は理解できてはいるのですけれども、あくまで市の全体の対応としては、ここが限界だ、だから少し多少の遅れ等は勘弁してくれではないのですけれども、その辺理解していただくことで、問合せ等が少なくなっていくのではないかなということも考えられます。

2年ぐらい前に一度除排雪の件で一般質問させ

ていただいたときに、広報でもっと大きく取り扱って、市民の皆様の理解を得ていくほうがいいのではないかと提案もさせていただいたのですが、昨年度もその広報に関しては結構小さな部分だけで終わったので、ぜひ広報でその辺の部分も発信していただきながら、さらに市民の皆様様の理解を得られるような広報活動をしていただきたいと思います。

次に、ほとんど多くの市民の皆様は、除排雪に関して、毎年度受けるサービスは、基本的に変わらないと思います。降ったら除雪が入る、ある程度積もったら排雪地域に関しては排雪が通るという基本的サービスは根本的には変わらないと思うのですけれども、一部これまで除雪地域だったところが排雪地域に昨年度変わったという地域があると思います。そういった方々、大分大きな環境の変化だとは思っているのですけれども、実際路線としてどの程度あったのか。また、その路線変更に対して影響した世帯は何世帯ぐらいあったのか、その数をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

昨年度、通常除雪から変更した路線数は、旭町、品ノ木、仲町地区の3路線であります。影響を受けた世帯数は、52世帯となります。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） これ変更になったその要因と、さほど毎年ないとは思っているのですけれども、何があって変更になったのか、理由をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

変更になった理由としては、この路線に対して雪をよせていく場所、また一時置場、堆雪場等になっておりました空き地に家屋等が建設されて利用できなくなったためであります。その他を

市と委託業者で連携して探したのですが、そのそばにはなく、その結果通常の除雪ができなくなったということが要因であります。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 実際変更になった市民の方から、市に問い合わせるまで、その変更になったことが分からなかったという声もあったのです。その辺の、52世帯の方たちへの市からの周知方法等はどうやって行われていたのか、確認させていただきます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

市では、委託業者と路線の状況について協議し、通常除雪ができないと判断した場合には、町内会に説明後、お住まいの皆様には書面を配布し、ご理解をいただくよう努めております。

ご質問の路線は、昨年度、市と委託業者の連絡不足から、この通知がされなかったためにご迷惑をおかけしたものであります。その後皆様へは、変更についてお知らせをさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 積もってからの通知だと、非常に困惑する市民の方々もいらっしゃるので、今後変更がある場合は、ぜひ雪が降る前に通知していただきたいと思うのですけれども、今後、居住誘導区域等でこういったケース、今まで空いている土地、一時堆雪場になっていた土地に家を建てていくケースが多分増えてくるのではないかなと思うのですが、実際家が建つかどうかというのは現時点では分からないと思うのですけれども、こういったケース、今後増えていく方向にあるのかどうか、難しいのですが、市としてはどう予想しているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

やはり居住誘導区域内でこういう空いている土地に建物が建てられていくというものはあるものというふうに考えております。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） この件に関して、最後1点質問させていただきます。

路線変更、市民の皆様にとって大きな環境の変化なので、市のほうも初年度は十分注視しながら対応されてきたと思うのですけれども、実際やってみて、その市民の反応はどうだったのか。やっぱり道路幅とか、その辺道路の入り組み状況にもよると思うのですけれども、排雪だとちょっと便が悪いとか、せめて片側だけでも、片側通行であったとしても、除雪地域に戻していただきたいとかという意見も少なからずあったのではないかと思います。今後そういった一度路線変更になったものが、また路線変更になるというような検討等はされていくのかどうか、最後にお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

確かに通常の除雪が入らないということでは、特に圧雪状態が長く続くと、暖気があった場合には非常に路面とといいますか、道路状況が悪くなるということもありまして、簡単にすぐ排雪ができないことから、皆様からいろいろなご意見をいただいております。市としても、できればこういう形になった路線も何とか通常の除雪を行えないかということでもいろいろ検討しております。その中の一つとしては、先ほど原田議員もおっしゃれましたが、他の地域等を参考に、昨年ちょっと考えておりましたのが、路上に置きながら1車線を確保すると。その場合においても、いろいろな問題がありますので、これら地域の方々とも相談しながら、私どもも研究しながら、このことを考えていきたいというふうに考えておりますので、

ご理解を賜りたいと思います。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） ご対応、よろしく願いいたします。

今後除雪オペレーターやガードマンの人材不足といった問題が顕著に現れてくるのが予想されます。市の人口、統計等を見る限り、これから減っていきますけれども、実際の除雪する距離というのは、人口に比例して減っていかないと思うのです、大幅に。ただ、人口が減っていくということは、そういったオペレーターやガードマンは、多分比例してある程度減っていくという状況を鑑みると、今後の人材確保という面、非常に厳しくなっていくのではないかなと考えられます。

特にガードマンの確保については、昨年度も苦慮している委託業者もあり、喫緊の課題となっています。私の知っている業者さんも、ガードマンがいないので、社長さん自らがガードマンをやって対応されているという業者さんもありました、実際に。今後の人材の確保と育成は、業界だけではなくて、地域にとっても大きな課題になってくると思います。

そこで、市もこの問題に対し、積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、この件に関して見解をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

確かに雪国では、除排雪作業に携わるオペレーター、この人材不足が大きな課題となっています。市としても、委託業者のほうと連携しながら、この人材の確保ということで努めていきたいというように考えております。

また、交通誘導員につきましては、市内の警備会社の絶対数が足りないことから、青森県建設業協会下北支部様のご協力をいただき、交通誘導員講習会を開催しております。この講習会は、除雪

の委託業者の作業員が受講することで、除排雪業務限定の交通誘導員として登録するような取組を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） ほかの同僚議員からも、除雪に関してはいろいろなご提案をされているところではあるのですが、やっぱりそれを扱う人間がいないと、全て例えばAIが自動的に除雪してくれるのであれば、ある程度人材は要りませんが、そうはならないということも考えると、やはり人材の確保、今後の非常に大きな課題となると思います。

ほかの自治体では、例えば資格講習等を受ける支援をしている等いろいろありますが、その辺りまだむつ市に関しては、オペレーターという部分では喫緊の課題までいかないかもしれませんが、将来的には少なくなるというのが目に見えているので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいなと思います。

また、除雪に関して、むつ市だけではなくて、どこの自治体でも、市民の皆様が十分満足しているというサービスを提供できている自治体、多分ございません。そういった意味でも、現状のむつ市の除雪体制、そしてできる範囲、限界を市民の皆様積極的に公開、広報することで理解が得られるよう、今後も努めていただきたいなとお願いを申し上げて一般質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

ここで、10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎杉浦弘樹議員

○議長（大瀧次男） 次は、杉浦弘樹議員の登壇を求めます。3番杉浦弘樹議員。

（3番 杉浦弘樹議員登壇）

○3番（杉浦弘樹） おはようございます。3番杉浦弘樹です。このたびのむつ市議会第248回定例会は、「国内における重大な感染症の拡大状況下におけるむつ市議会の運営方針」で質問時間が議員1人30分となっております。限られた時間を有効に使うため、今回は2項目4点について一般質問を行います。市長並びに理事者各位におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

1項目めは、マイナンバーカードについてです。マイナンバー制度の開始から、はや5年がたちました。制度開始当初は、マイナンバーカードを取得した際の利用範囲は限定的なものでありましたが、現在は利用範囲も広がり、様々な行政サービスも受けることができるようになりました。むつ市でも、本年10月から、マイナンバーカード取得者を対象とする75歳以上の市民を対象に市内バス運賃無料化の事業を行います。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するための社会基盤であります。政府は、この社会基盤を早期に整備するため、マイナンバーカードを2022年度末までには、ほぼ全ての国民に普及させるとの目標を打ち出しております。

そこで1点目の質問は、現在のマイナンバーカードの交付状況についてお聞きします。

2点目は、政府が打ち出す目標の達成に向け、市ではマイナンバーカード取得の周知方法及び取得率向上に向けた取組と今後の対策についてお伺いいたします。

2項目めは、むつ市消防ビジョンについてです。市では、2019年3月にむつ市消防ビジョンを策定いたしました。この中で、今後20年間でむつ市の人口は約25%減少すると推計しております。これにより、市財政の大幅な歳入減が確実に見込まれていくことや、現在住民1人当たりの負担額は、類似規模の自治体との比較で平均の1.7倍となっていて、「今後、消防費に係る行政コストの削減を前提とした「持続可能な消防・救急体制の確立」を目指した重点的な取組が不可欠である」と記されています。

そして、取り組むべき具体的な内容の一つとして、川内消防分署及び脇野沢消防分署において老朽化対策を進めるとともに、今後3年先をめどに建て替え、移転または統廃合に関する計画を策定するとあります。

そこで、1点目の質問は、残り1年を切った中で、川内消防分署及び脇野沢消防分署の今後の計画についてお伺いします。

2点目は、川内消防分署及び脇野沢消防分署の今後の計画について、重要な指標となる川内地区及び脇野沢地区の地域特性をどのように考えているかお伺いいたします。

以上、2項目4点を壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 杉浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードについてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、むつ市消防ビジョンについてのご質問の1点目、川内消防分署及び脇野沢消防分署の今後の計画についてお答えいたします。平成31年3月に策定いたしましたむつ市消防ビジョンにおきま

しては、川内消防分署、脇野沢消防分署ともに老朽化対策を進めるとともに、今後3年先をめどに建て替え、移転または統廃合に関しての計画を策定するとしており、今年度が計画策定の目標年度となっております。

消防ビジョン策定後、毎年むつ市消防ビジョン推進委員会常備消防部会を開催しており、その中で両消防分署の建て替え等を含めた検討を重ねているところであります。

一方、今年3月26日に青森県から新たな津波の浸水想定区域が公表され、陸奥湾内沿岸部にも、これまで以上の影響を及ぼすものと想定されておりますことから、このことも検討項目に加え、考慮していかなければならないものと認識しております。

消防施設は、大地震等の災害時において活動拠点となる重要な施設であることから、むつ市消防ビジョンの本旨である「持続可能な消防・救急体制の確立」を目指し、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、市では川内地区及び脇野沢地区の地域特性をどのように考えているのかについてお答えいたします。むつ市消防ビジョンで取りまとめた平成29年の救急出動における災害各地から現場到着までの平均所要時間は、むつ消防署内では7.3分、大畑消防署内では7分、大湊消防署内では7.1分であるのに対し、川内消防分署内では8分、脇野沢消防分署内では7.9分となっており、所管する面積や道路状況等から現場到着までの時間が比較的長くなっている地区であると認識しております。

川内消防分署、脇野沢消防分署ともに建て替え、移転、または統廃合の検討におきましては、これらの時間についても考慮するほか、各地区の人口やその将来予測、隣接する地区との距離、津波の浸水想定、各地区の消防団との連携などを含む様

々な地域特性を総合的に勘案し、むつ市消防ビジョン推進委員会常備消防部会において検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） マイナンバーカードについてのご質問の1点目、交付状況についてお答えいたします。

総務省が公表しておりますマイナンバーカードの交付状況によると、令和3年5月1日現在、全国が30.0%、青森県が25.2%、むつ市が26.9%で、昨年度の同時期と比較いたしますと、伸び率は国、県、むつ市ともに10%以上となっております。

次に、ご質問の2点目、マイナンバーカード取得の周知方法及び取得率向上に向けた取組と今後の対策についてお答えいたします。

まず、周知の方法についてであります。広報むつや市のホームページを通じて市民の皆様へマイナンバーカード取得のメリットなどを交え、分かりやすく広報しているところであります。

次に、取得率向上に向けた取組についてであります。国ではマイナンバーカードを取得されていない方に対し、本年1月から再度マイナンバーカード交付申請書を送付しておりますほか、チャージや買物により選んだサービスのポイントがもらえるマイナポイント事業により、普及促進を図ったところであります。

市の取組といたしましては、10月1日から開始予定としております75歳以上の方の路線バス等の無料乗車サービスの利用において、マイナンバーカードを身分証明書として使用するなど、利便性の向上にも努めているところであります。

今後の対応といたしましては、職場や町内会、各種イベント会場などに職員が直接出向いて写真撮影や申請書の作成の支援を行う出張申請支援サービスを実施するほか、様々な申請や届出などをオンライン上で行うことができるぴったりサービ

スの取扱業務を拡充するなど、マイナンバーカードの利便性の向上を図りつつ、普及促進にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） それでは、再質問を行います。

まず1項目めの1点目、交付状況についてですが、むつ市では青森県よりも交付状況は若干よく、ただ全国に比べては、まだ交付状況が良くないということで、答弁のほうをいただきました。この中で、取得率向上に向けた……すみません、取りあえず交付状況のほうは分かりました。

そこで、2点目のほうの再質問に移らせていただきます。取得率向上に向けた取組で、私も実は3月にマイナンバーカードの取得を行いました。私は脇野沢庁舎でこちらの取得のほうを行ったのですが、その際に脇野沢庁舎では、顔写真を撮ってくれるサービスのほうを行ってありました。その際に、このサービスを使ってカードを取得されている女性の方もちょうどいらっしゃったのですが、その方は地元でお店のほうを経営しております。この経営しているお店に来客する高齢者の方は、脇野沢でこのサービスを行っていることを知らない方が意外と多くて、よく説明することがあるというふうなことをおっしゃってありました。この方は、今年10月から始まるカード取得者の75歳以上バス運賃無料の制度のことも知っておりましたので、知らない高齢者の方には庁舎で行っているサービスを教えて、カード取得のほうを促していたそうです。

若い方は、情報を簡単に得ることができるのですが、高齢者はなかなかホームページを見ない方もいます。また、広報は目を通すけれども、気にされない方もいると思われれます。なので、地域で取得率向上に向け取り組むという観点から、民生委員の方々にも協力してもらって、高齢者の方に

情報発信をしてもらうことを行ってはどうかと考えます。

また、ワクチン接種後は、地域の老人クラブの集まり等で出張出前講座などを開いて分かりやすく説明するなど、高齢者に寄り添った取組が必要ではないか、こういった取組は高齢者を定期的に見守ることができるといった利点やカードの取得率向上にもつながるのではないかと考えますが、市の見解はどうかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

周知につきましては、これまでも様々な取組を実施しておりますが、市といたしましては、より実効性のある取組として、マイナンバーカードの申請手続きが難しく面倒だと考え、申請していない方もいらっしゃることから、簡単に、気軽に申請ができるよう、いま一度申請の手続きについて様々な方法により広報を行うとともに、出張申請支援サービスを実施してまいりたいと考えております。

また、市民の皆様の実取得意欲が高まるような取組も必要と考えておまして、例えばマイナンバーカードを図書館利用者カードとして利用するサービスや、マイナンバーカードとスマートフォンがあれば、行政サービスの申請が市役所窓口に来なくてもできるサービスなど、市民の皆様にとって利便性の高いサービスの構築を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） マイナンバーカード取得の周知方法ですが、今現在広報や、あとはホームページで行っていますが、市内のイベント等で啓発活動を行うことや、現在65歳以上のワクチン接種も行っているのです、そこでカード取得のチラシなどを置いて周知していくことで、多くの方にカード

を取得するメリットを理解していただけるのではないかと考えますが、市の見解のほうはどうかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

ただいま杉浦議員のほうから提案のあった件も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 今後の対策についてですが、先ほど答弁された内容は、非常によいものだと思いますので、状況が整えばすぐやっていただきたいと思っております。

また、ほか自治体でも取得率向上に向け、いろいろな対策を打ち出しています。カード取得者を対象に自治体内で使える商品券を配るなど、様々なサービスもやっておりますので、ぜひこういった対策も今後市では検討していただいて、市民の利便性向上に努めていただくようお願い申し上げます。

それでは、むつ市消防ビジョンについて再質問いたします。1点目の答弁をいただきましたが、こちら毎年部会のほうを開いて協議しているとのことでしたが、この部会を開いて協議した部分をいつ頃までに結論を出して発表していくのか、そちらのほうをお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

先ほど答弁しておりますとおり、建て替え等の計画に関する方向性につきましては、むつ市消防ビジョン策定後、毎年常備消防部会を開催し、協議を進めておりますが、この計画につきましては今年度中の策定を目標としておりますので、引き続き常備消防部会での検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 例えばなのですが、結論がでずに継続ということもまた選択肢としてあるのか、そちらのほうもお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

現段階では、今年度中の計画策定を目標として取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） それでは、2点目のほうに移らせていただきます。

市では、川内地区及び脇野沢地区の地域特性をどのように考えているかということで、この両地区、非常に面積も広いし、また道路も複雑だというふうなことでお話のほうをされておりましたが、なぜ私この質問をしたかということ、特に脇野沢地区では、今後この地域で安全安心に住むことができなくなるのではないかと不安に思う人が非常に多くいたから、質問のほうをさせていただきました。また、そういった住民の不安を解消するためにも、市には両地区の地域特性を理解してもらって、両消防分署は統廃合せずに、各地区に残すべきだということを私自身強く訴えていく必要があると思いました。

先ほど消防ビジョンのほうでも出ていますけれども、災害各地からの現場到着までの平均所要時間、両地区においては平均よりも上回っている。そういった部分から、消防分署を統廃合するようなことがあれば、現場到着まで今よりも時間がかかり、救える命も救えなくなる可能性が高くなるのではないかと考えるのですが、市の見解はどうか、この辺をお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

まずは、先ほど申しました現場到着までの時間が比較的長くなっている地区にあるということでもありますし、先ほど市長からの答弁でもあり

ました新たな浸水想定区域によっては、国道のほうの浸水の可能性もあるというところがございますので、この辺も含めて部会のほうで今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 先ほども答弁で話されていましたが、市の財政事情、また両地区の人口減少率が両地域とも高い観点から、私は今後両消防分署は両地域で使わなくなった市所有の建物に移転するなりして、用途に合った改修工事をするべきだと考えております。

この人口減少率の部分なのですが、脇野沢地域、あとは川内地域、3年前との比較で人口減少率のほうを出してみても、川内地区は約10%、脇野沢地区は12%減少しているというふうなことから、この用途に合った改修工事をして市財政を抑えていくというふうなことでやるべきではないかと考えますが、市の考えはどうかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

建て替えについては、経営的な視点を持って、この部会の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 両地区は、まだ一定数の人口がいるわけです。地域住民が安心安全に暮らしていくためにも、地域の命を守る消防分署の役割は非常に重要だと考えております。市では、ぜひ両消防分署を統廃合せずに残した中で、持続可能な消防救急体制を構築していただくようよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大瀧次男） これで、杉浦弘樹議員の質問を終わります。

ここで、午前11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎斉藤孝昭議員

○議長（大瀧次男） 次は、斉藤孝昭議員の登壇を求めます。7番斉藤孝昭議員。

（7番 斉藤孝昭議員登壇）

○7番（斉藤孝昭） おはようございます。今回の質問事項は、脇野沢水産加工センターについてであります。この脇野沢水産加工センターの問題については、平成24年3月定例会の予算審査特別委員会の質疑で取り上げた事項であります。時間の経過とともに状況が変わっていますので、お聞きするものであります。

まず、脇野沢水産加工センターは、行政財産なのに長期にわたり無償で使用されており、業務委託なのか、指定管理なのかも不明であります。予算書及び決算書にも関わる記載がなく、そして行政報告もありません。行政財産を何らかの形で使用しているのであれば、議会がチェックする必要があり、行政側には報告する義務があります。加えて、この状態は制度上の問題はないのか、さらには財産管理が適正に行われているのか、疑義の念を抱いております。

そして、この質問に至った経緯としても一つ、本施設運営に長年大きく関わってきた某社が本年4月14日付で民事再生手続を開始したことがきっかけとなっていることを加えさせていただきます。この施設の現状と課題及び運営方針についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の脇野沢水産加工センターについては、私たちが現在調査を進めております。これまで私たちが把握している中では、合併時、公の施設ではないとの認識により、設置条例によらず規則で公共的団体に業務委託ができることとしており、このことが法的に適切であるか、精査が必要であると認識しております。

その上で、このような施設がほかにもないか調査をしたところ、そのほか複数の施設について同様の処理が合併時になされていたことが判明いたしました。私たちとしては、これらについて調査をし、その結果を踏まえて今後の対処方針を定め、取り組んでまいります。

このことにつきましては、改めて齊藤議員はじめ議員各位に対し、ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） 壇上でも申し上げましたが、今回の件は、この施設に大きく関わってきた会社が破綻したことがきっかけとなっております。今の市長の答弁では、合併時の不適切な処理が発端だということでありましたが、当該団体と破綻した会社の関係とか、委託を受けていた団体の活動状況とか、実態などについても詳細に調査する必要があると私は思っています。また、団体側からの虚偽の報告等があった場合、あるかないかは分かりませんが、あった場合の厳正な対処をしなければならぬと思います。

さらに、公の施設について、条例も定めずに長年使用させてきたということであれば大変な問題でありますので、このことをチェックできなかつ

た行政の責任もあると思いますが、市長はどう思いますか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

少なくとも現時点で、その合併時ということでもありますので、その時点でそのような形で不備があったということは認めざるを得ず、その点については率直におわび申し上げます。

ただ、こうした事案、公の施設に関する移管ということの問題については、これも今調べておりますが、何らかの形で、当時齊藤議員もいらしゃったと思いますが、議会に対しても説明や資料の提出などについては行っていたのではないかとということも考えています。

この施設につきましては、今ご質問ありましたけれども、私自身が知り得たかといえば、予算や決算、それから政策面でもほとんど話題にならない施設でありましたので、正直申し上げて、こうした状況になるまで存じ上げませんでした。施設自体は、市長に就任して間もなく、1度だけ視察したことはありますが、状況の説明、法的な状況の説明ということは受けることもなく今日まで至っております。

現在、まさにこの施設はじめその他の施設でもこのようなことがないか、全庁的に調査を実施しているところでありますので、その点をご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） 市長からは今、法的に不備があったという答弁ありましたが、具体的にどういう法的な不備だったのか。また、担当課がいるわけで、その担当課が何も知らないというのはちょっとあり得なくて、本当に知らなかったのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほど法的な不備と申し上げたのは、公の施設については本来地方自治法上、その設置条例を定めなければいけないということになってございます。脇野沢村時代には、この施設には設置条例があったわけですが、むつ市に移管された以降は、この設置条例を定めた形跡がございません。一方で、管理規則の中で管理をしている、内部規則の中で管理をしているというような状態でありましたので、恐らくこの点に不備があったのだらうということを改めて経緯も含めて現在調査をしているところであります。

担当課としても、こうした法的な不備ということについては認識が甘かったようでありまして、規則として管理をしていけば問題ないという認識でいたということのようであります。こうした前例踏襲的な考え方で引き継いだということについては、私としても問題があったのだらうというふうに考えてございます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） 委託されている団体についてお聞きしたいと思います。

脇野沢水産加工センターの運営をしている団体と破綻した会社は、どのような関係だったのか。同一会社ではないかといううわさがありますが、それは後で調べると分かると思いますが、そもそも管理している団体は既に解散していて、市ではそのことをいつ把握し、どのように対応していましたか。また、契約更新時、毎年1回年度末に報告書を受けて、その次の年に更新しているようですけれども、その市の報告、誰がどのように受け取っていましたか。規則では、施設の管理運営及び運営を公共的団体に委託するというふうになっていますけれども、この団体が解散した後、現在は先ほど申し上げましたが、個人が使用しています。この実態をどのように評価しているでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

現在ご質問いただいた点については、まさに調査を進めているところであります。我々自身がこの問題について取り組んでいるのが、齊藤議員から一般質問の通告のあった6月3日からということであります。現時点でも様々な事実関係把握しておりますけれども、一連のことは、合併は16年前ということでしたが、合併時からのその資料をしっかりと精査をし、また関係者からの意見を聴取した上で、改めてご報告をさせていただきたいと。その他の施設も含めて慎重に調査を進める必要があると思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

一方で、この脇野沢水産加工センターというのは、実質的にですけれども、当該施設が脇野沢地区の水産業、それから雇用、これを支えているということは紛れもない事実であります。今後もその役割を施設としてしっかりと担っていくということには、大いに私は期待をしておりますので、そのことについてはお伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） では、報告を待ちたいと思いますが、その報告の方法、どんなふうに調査をして、調査の方法は今市長が継続中だと言いましたが、いつまでその結果を得ようとしているのか、予定ですけれども。

また、議会にもというふうな話をしていましたので、議会への報告はどのような形でされるのかをお願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

調査と申し上げておりますが、都合が悪いから今隠しているということではありません。やはり合併時、16年前のことですので、資料を探

した上で関係者からも意見をお伺いするというの
に少し時間がかかっているということでご理解い
ただきたいと思います。

また、当時の法的な整理が必ずしも正しくない
ということについて、現状のその法制担当も、私
自身もそう考えているところもありますが、当時
は当時の事情があり、当時は当時の解釈があった
ということでありまして、またそうした部分につ
いては顧問弁護士等からも意見をしっかりと確認
をして確定させる必要があるだろうということ
で、少しお時間をいただきたいということであり
ます。

この報告の時期ということですが、次回の定例
会までには調査を完了させて、議会に報告をさせ
ていただきたいと思ひますし、報告の方法につ
いては、議長、副議長と相談の上、斉藤議員をは
じめ議員の皆様にしかりとした形で提示できるよ
うに考えていきたいと思ひます。また、そのこと
は市民の皆様にも分かりやすく提示できる形で報
告ができればと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（斉藤孝昭） 一連の市長の答弁の中には、
合併後の検証または総括がしっかりできていなか
ったと、しっかりしてこなかったおかげで、この
ような事例を見逃してきたというふうにおっしゃ
っていました。他の複数の案件も調査して報告す
るということではありますが、はっきり言って、行
政財産はむつ市民の皆さんのものなのです。なの
で、それをしっかり理解していただいて、報告と
か改善に臨んでもらうようお願いしたいと思ひ
ますが、どうでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

行政財産にしても普通財産にしても、およそ公
の施設ということについては、特定の人が私的に
利用するということはもちろん制限されていま

す。また、そのような疑念を抱かれるような使用
はあってはならないことだというふうにも私ども
としては認識しています。

ただ、繰り返しになりますけれども、脇野沢水
産加工センターについては、地域の水産業の振興
や雇用に大きく貢献してきたという施設でありま
すので、今後もそうした役割については担ってい
ただきたいとも思っています。

ただ、今回の件については、しっかりと16年前
に遡って、その前後から資料を精査し、また関係
者からも意見を聴取した上で、しっかりとした形
で皆様に提示したいというふうに思っています。
また、その際には議会に対してどのように説明を
していたのか、あるいはしてこなかったのかとい
うことについても明らかにしていきたいと思ひま
すし、私たちに非があれば、これは率直に認めて
謝罪をし、今後の対応について議員の皆様にご報
告をさせていただきたいと、このように考えてご
ざいます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（斉藤孝昭） 9月の定例会で報告するとい
うふうな話でしたので、その報告を待って、また
再度質疑等させていただきまますので、今日はこれ
で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大瀧次男） これで、斉藤孝昭議員の質問
を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたしま
す。

午前11時34分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

◎東 健而議員

○議長（大瀧次男） 次は、東健而議員の登壇を求めます。4番東健而議員。

（4番 東 健而議員登壇）

○4番（東 健而） 午後の1番手、市誠クラブの東健而です。むつ市議会第248回定例会に当たり、3項目の一般質問を行います。

まず、公有財産の利用状況についての質問であります。特に市民が関心を示している行政需要の部分について、簡単に質問させていただきます。

1項目めは、太陽光発電設備の利用状況についてであります。

1点目、太陽光発電設備の償却期間についてお尋ねいたします。平成25年に太陽の恵み基金条例が制定されました。そのとき川内庁舎と本庁舎に太陽光パネルが設置されていますが、設置当初から今日までの経過年数についてお伺いいたします。

また、電力会社との売電契約は、設置してから現在10年になっています。それを過ぎると、売電電力単価は相当減額されます。現在どのような契約がなされているのか。自家消費か売電か、このところがはっきり分かりません。また、基金の積立ては民間契約の売電期間では、契約終了後では不可能であります。市の条件には、期間設定がないのか、期間が過ぎても積立ては可能かどうかお伺いいたします。

2点目、基金の利用について。民間では自家消費は少なく、売電が主流になっています。現在では、年間の売電単価が低くなり過ぎて、パネルを取り付ける家庭が激減し、基金の交付も激減しているのではないのでしょうか。市でも平成25年にパネルを取り付け、基金についての説明がありましたが、太陽光発電設備と蓄電池設備の状況について、再びお聞きいたします。

平成25年の行政側の説明では、電力会社と電灯

契約及び余剰電力の売電契約を締結していることなどを条件に、一律5万円の補助金を交付したいと考えているとおっしゃっていましたが、それから今までどれくらいの市民の応募があったのでしょうか。この補助金の補助総額は、今までどれくらいになっているのかお伺いいたします。

また、繰り返しますが、太陽光パネルは現在川内庁舎と本庁舎に設置されているようですが、現在民間への補助金以外への利用があるのかどうか、余剰資金はどのように利用されてきたかお伺いいたします。

4点目、維持管理費についてお伺いいたします。最近思いがけない竜巻や暴風雨に見舞われることが多くなってきました。設備の補強対策も必要になってきていると思います。民間では、設置時と違い、予想以上の強風や降雨、降雪の影響で設備の補強を迫られているところも出てきています。

市では、以前に設置後の保守及び修繕の財源には、当初一般財源で対応し、電気料金の節減分を基金に積み立てて利用するとの説明をしていましたが、保守点検、修繕費などの年間の現状総額はどれくらいになっているのでしょうか。

次に、2項目めは公用車の配備と利用状況等についてであります。

1点目、公用車の配備について、毎年のように公用車の事故の専決処分による議会への報告がされていますが、公用車の管理と利用状況についてお尋ねいたします。

まず、本庁舎、大畑、川内、脇野沢庁舎ごとの台数はどれくらいかお知らせください。また、市で使用している車は、トータルで何台かお伺いいたします。

2点目、電気自動車の利用状況についてであります。電気自動車の購入もされていますが、現在何台あるか、また電気自動車の充電ステーションは市内に何か所あるのでしょうか。この充電ステ

ーションは、民間でも利用できるのか、利用できるとすれば、その場合の利用料をどのように積算し、充電させているのか。あわせて、電気自動車を使用する目的についてもお知らせください。

3点目、車両の購入とメンテナンスについてです。庁舎ごとの車の買換え、更新の時期について、また車両の車検と修理、日常の点検はどのように行われているのか。町村部にも修理工場がありますが、これらの利用についてどのようにお考えでしょうか。

4点目、購入契約についてであります。車両の購入は、どのようにして行われているのでしょうか。直近の購入事例があったら、お知らせください。

5点目、車の燃料についてお伺いいたします。燃料は、ガソリンかハイオクかディーゼルか、また年間の燃料の消費量とその金額等について。令和2年度では、およそどのくらいかかっているのでしょうか。今年度の見通しも、併せてお知らせください。

また、燃料補給時の報告は義務づけられているのでしょうか。燃料の購入先は指定されているのか、売買契約はどのようになされているかお伺いいたします。

3項目め、市が管理する諸住宅の現状についてお伺いいたします。

1点目、市営住宅の利用状況について。現在の市営住宅の利用戸数をご報告ください。また、それぞれの住宅の入居者の入居率はどのように推移しているのでしょうか。

2点目、利用されず残っている市営住宅の戸数と今後の取扱いについてであります。耐用年限が経過した利用されていない市営住宅等が相当数残っていますが、これをそのまま解体せずに残しておくべきではないと思います。利用されていない市営住宅の戸数は、旧町村部も含めてどれくらい

あるか。解体には、多額の資金を要しますが、解体せずこのままにしておくのでしょうか。解体等の処分計画があったらお示してください。

3点目、川内・木団地の建設計画と今後の見通しについてであります。この質問は、過去にも何回か質問しております。予算措置もなされず、建設の動きも見えません。再度お伺いいたします。3年前には防火水槽が完成しましたが、今後の・木団地の整備計画について、どのようになっているのかお伺いいたします。

4点目、教員住宅の入居状況についてであります。旧町村部を含めた市所有の教員住宅がどれくらいあるか。川内では、入居されていない教員住宅が散見されるようになっています。管理の状況と、解体する予定の教員住宅はあるかお伺いいたします。

また、市内の教員住宅の戸数と入居状況はどのようになっているかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、太陽光発電設備の利用状況についてのご質問の1点目、太陽光発電設備の償却期間についてお答えいたします。市役所本庁舎及び川内庁舎への太陽光発電設備の設置については、本庁舎が平成26年、川内庁舎が平成27年でありますので、経過年数は本庁舎は7年、川内庁舎は6年となります。また、両庁舎とも青森県公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金を財源に設置しており、当該補助金の制度上、売電はできないこととなっておりますことから、自家消費となっております。

次に、そのほかのご質問につきましては、教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

ます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 東議員のご質問にお答えいたします。

市が管理する諸住宅の現状についてのご質問の4点目、教員住宅の入居状況についてお答えいたします。教育委員会が管理しております教員住宅の中には、老朽化等の理由により、現在使用を中止しているものもあります。これらを再利用するためには、多額の改修費を必要とすることから、最小限の維持管理のみを行っている状況にあり、今後解体等についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、教員住宅の戸数と入居状況につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） 太陽光発電設備の利用状況についてのご質問の2点目、基金の利用についてお答えいたします。

同基金を原資とした住宅用太陽光発電システム導入支援事業費補助金の交付実績は、制度を開始した平成25年度から令和2年度までで43件の応募があり、そのうち31件を採択しており、交付総額は155万円となっております。

また、当該補助金以外の基金の用途につきましては、太陽の恵みを森林環境保全に還元するという観点から、市民協働の緑化事業に充当しております。

次に、ご質問の3点目、維持管理費についてお答えいたします。太陽光発電設備の維持管理につきましては、電気系統の点検を庁舎全体として委託しておりますことから、太陽光発電に係る部分だけの金額をお示しすることはできませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） 公用車の配備と利用状況等についてのご質問の1点目、公用車の配備についてお答えいたします。

管財課が所管する令和2年度末における公用自動車の総数は110台となっており、その内訳は本庁舎74台、川内庁舎17台、大畑庁舎10台、脇野沢庁舎9台となっております。

次に、ご質問の2点目、電気自動車の利用状況についてお答えいたします。市では、低炭素社会の実現に向けた市民の皆様への普及啓発のため、電気自動車1台をリース契約により企画政策部エネルギー戦略課に配備し、ほかの公用車と同様に職員が市役所外で業務に従事する際の移動に利用しております。

また、市で設置しております電気自動車の充電設備につきましては、電気自動車による下北半島を周遊できるルートを構築することにより、電気自動車の普及を図ることを目的に、むつ市イベント広場、市役所川内庁舎、奥薬研レストハウスの3か所に急速充電器を整備しており、無料でご利用ができます。

次に、ご質問の3点目、車両の購入とメンテナンスについてお答えいたします。車両の更新につきましては、庁舎ごとに判断するのではなく、購入からおおむね10年以上または走行距離10万キロ以上を目安に、当該車両に係る利用頻度などから総合的に判断して、管財課で更新を決定しております。車種及び車体の形状につきましては、更新車両との利用目的を考慮して決定しておりますものの、特定のメーカーに限定することなく、同程度の規格、性能を有する車両を幅広く選択できるように仕様書を作成しております。

車両のメンテナンスにつきましては、車検及び法定点検を実施しているほか、管財課職員が日常の目視点検を行うとともに、使用する職員も乗車前後に運転記録簿のチェックリストを基に不具合

の有無を確認することとしております。

また、メンテナンスの依頼先につきましては、各庁舎の車両は各地区の事業者へ依頼するなど、偏りが生じないように配慮しながら発注しております。

次に、ご質問の4点目、購入契約についてお答えいたします。車両の購入は、原則として自動車の販売について、むつ市の指名競争入札に係る参加資格者名簿に登録している全ての事業者を対象に指名競争入札により契約を締結しております。また、直近の購入事例であります。令和2年度の実績として、軽乗用車5台と中型バス1台を更新しております。

次に、ご質問の5点目、燃料の購入についてお答えいたします。車両の燃料は、レギュラーガソリンまたは軽油を使用しており、令和2年度の各庁舎の使用料等を合算すると、ガソリンは約4万2,000リットル、金額は約530万円、軽油は約9,300リットル、金額は約100万円となっております。

令和3年度も市外出張が制限されておりますので、現状では昨年度並みの実績になるものと見込んでおります。

また、給油の際は、運転している職員が運転記録簿へ給油量と給油先を記載するとともに、給油先が発行した納品書も添付することとしております。

なお、車両の燃料については、市内の特定の事業者と契約しているわけではなく、市内に有する全てのガソリンスタンドにおいて給油できる体制としております。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 市が管理する諸住宅の現状についてのご質問の1点目、市営住宅の利用状況についてお答えいたします。

令和3年6月1日現在の数字となりますが、利

用に供している市営住宅394戸のうち、333戸が入居しており、入居率は約85%となっております。

また、近年の入居率の推移は、5年前の約91%と比較すると、やや減少傾向にあります。

次に、ご質問の2点目、利用されずに残っている市営住宅の戸数と今後の取扱いについてですが、現在老朽化等により利用に供していない市営住宅の戸数は137戸になります。市といたしましては、市営住宅集約建替事業として実施している（仮称）田名部まちなか団地整備後の令和6年度以降に解体してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、川内地区の・木団地の建設予定と今後の見通しについてお答えいたします。川内・木団地は、9棟40戸が完成しており、今後の整備計画といたしましては、令和4年度に1棟3戸、令和5年度にも1棟3戸を建設し、整備が完了する予定となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

市が管理する諸住宅の現状についてのご質問の4点目、教員住宅の入居状況についてお答えいたします。

むつ地区の住宅は3戸あり、入居者はおりません。川内地区の住宅は、16戸ありますが、入居可能となっているのは・木地区の11戸のみであり、現在9戸が入居しております。大畑地区の教員住宅は9戸あり、入居者はおりません。脇野沢地区の住宅は17戸ありますが、入居可能となっているのは渡向地区の10戸のみであり、現在7戸が入居しております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） それでは、3点の再質問をさせていただきます。

項目ごとに3点になりますが、まず太陽の恵み基金についての再質問ですが、最近自然エネルギーを後押しするような政府の動向が、また見えてまいりました。そこでお伺いしますが、民間の売電資金はいつまでも入ってくるわけではありません。決められた期間が過ぎると、その後の収入は激減することをご存じのことと思いますが、市のこの基金の積立では継続されるのか、また補助金の民間への交付は存続されているのでしょうか。

2点目ですが、公有財産について。今まで職員交通事故に対して、事後処理で事故の内容が議会で承認され、大方が専決処分されてきましたが、職員への注意喚起と無事故への啓発はどのようになされているか。

次に、教員住宅についてであります。利用されていない教員住宅の利活用についてであります。川内町の住宅は、大変立地条件のよい場所にあり、まだまだ利用できる状況にあると思います。就任間もない教育長にこんな質問をすることは、大変僭越であり、良心がとがめますが、教員住宅の空いている住宅の利活用について、新教育長はどのようなご見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

まず、基金の積立での継続の部分についてでございますが、現在基金の残高が増加傾向となっておりますことから、令和2年度より基金の積立につきましては停止をさせていただいております。

また、民間への補助金を継続されるのかについてお答えいたしますが、当該補助金につきましては今後も継続してまいりますので、毎年度の交付実績や基金の残高等を考慮いたしまして、今後の基金積立を検討してまいりたいと考えております。

す。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

職員への注意喚起と無事故への啓発はどのようになされているかということでございますが、公用自動車を運転する際には、安全かつ慎重な運転が求められていることは言うまでもございません。職員が出張等を行う際は、所属長が安全運転に関わる注意喚起を個別に行うほか、全国交通安全運動や交通安全県民運動の実施時、またお盆や年末年始の綱紀粛正の周知に合わせて、安全運転の徹底について全庁職員へ注意喚起しているところでございます。

なお、公用車による事故について、和解した案件でございますが、平成31年1月に発生した事故に関し、令和元年9月のむつ市議会第241回定例会において報告以降、2年以上発生していないところでございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 利用されていない教員住宅の利活用についてお答え申し上げます。

教育委員会といたしましては、教職員の入居の動向や施設の状況を確認し、むつ市有財産利活用民間提案制度による提案等も踏まえ、今後他の用途として利活用が見込まれるような場合には、市長部局と協議の上、普通財産に移行することについて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） ご答弁ありがとうございます。この太陽の恵み基金については、平成25年に質疑がありまして、ある程度内部の状況は理解していたつもりであります。それに、この太陽光発電の仕事に携わっておりますので、売電か、自家

消費か、この内容も私は理解しておりました。

ただ、その平成25年から今まで、大分年数が経過しておりますので、もう市民も忘れていてはないか、そしてまた新人の議員さんたちも、恐らくこの太陽光発電の内容というのは分からない方々もいるのではないかと、そう考えてこの太陽の恵み基金について質問したわけでありました。継続というご答弁をいただきました。ですので、ぜひ今後またこれを継続してやっていただきたいと思っております。

それから、公有財産についてであります。これも市民の要望を受けて質問したわけでございます。ご答弁をいただきましたが、私の懸念していることは、事故を起こしている職員は、結局人数が多いから、これは毎年事故を起こすのだろうかということで、それを懸念しながら質問した……

(不規則発言あり)

○4番(東 健而) ですが、私たちに説明されているときには、専決処分が出てきていますよね。今年はずいぶんですね。

(「2年間出てない」の声あり)

○4番(東 健而) それでも私の頭の中では、専決処分というのが頭にありまして、このような質問になりました。

それから、教員住宅についてでありますけれども、これは先ほど申しましたとおり、やはり大分年数がたっていますので、今後このアナウンス、もう一度市民に周知させるような対策、例えばホームページに載せるとか、広報むつに載せるとかというようなアナウンスをしたらいかがでしょうか。

○議長(大瀧次男) 教育部長。

○教育部長(角本 力) お答えいたします。

先ほど教育長からも答弁ございましたように、むつ市有財産利活用民間提案制度などを活用いたしまして、今後利活用が見込まれるような場合に

は、これを普通財産に移して積極的に活用していくことを続けてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長(大瀧次男) 東健而議員に申し上げます。間もなく申合せ時間でございますので、質問をまとめてください。4番。

○4番(東 健而) 今質問いたしましたのは、太陽の恵み基金のことについてであります。今申し上げましたように、このアナウンスについて、存続されるとのお答えですが、平成25年から今年8年か9年ぐらい経過していると思っておりますが、市民には忘れられているのではないのでしょうか。もう一度ホームページや広報むつなどで発表といいますか、アナウンスしていただけたらいいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長(大瀧次男) 企画政策部長。

○企画政策部長(松谷 勇) 太陽の恵み基金についてお答えいたします。

現在住宅用太陽光発電システム導入支援事業費補助金につきましては、ホームページ、広報むつ等でPRをさせていただいておりますし、その他の事業といたしましては、市民協働の緑化事業ということで、現在は桜満開プロジェクトの費用のほうに充当させていただいております。その際作成いたしますチラシ等に、この太陽の恵み基金が利用されているというようなPRも載せて、市民の皆様への周知を図ってまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長(大瀧次男) これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午後1時40分まで暫時休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長(大瀧次男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐藤広政議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐藤広政議員の登壇を求めます。15番佐藤広政議員。

（15番 佐藤広政議員登壇）

○15番（佐藤広政） こんにちは。自民クラブ、佐藤広政です。むつ市議会第248回定例会にて、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。市長、理事者の皆様の明確なご回答をよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が変異株等に変化しながら、全国に猛威を振るっております。市内も例外ではなく、感染者が確認されておりますが、他の地域と比べて今の状況を維持しておりますのも、市の対応と市民の皆様の感染予防に対する努力のたまものと感謝申し上げます。また、ワクチン接種に関しましても、迅速かつ的確な対応により、政府が決定した期間内に65歳以上の接種の完了を確定、また県内初の新型感染症センターの完成、供用が開始され、市民の皆様の安心安全の確保のために昼夜を問わずご尽力いただきました市長をはじめとする担当職員の皆様、そしてドクターをはじめとする医療機関関係者の皆様には、心から感謝を申し上げます。

しかしながら、聖火リレーの中止や大湊ネプタの中止など、イベントの中止が相次いでおり、楽しみにしていた市民の皆様、また関係各位の方々も落胆されているのではないかとご推察されます。

また、教育現場にも多大なる影響を与えており、児童・生徒の皆さんや保護者、地域の皆様も、運動会や体育祭の時間短縮や、部活動等の練習や各種大会への参加など、多大な影響を受けています。

また、授業や学校生活でも、今までにない新しい生活様式を取り入れたニューノーマルが当たり

前になりつつある中、学校現場や児童・生徒、そして家庭でも大変なご苦勞をなされているのではないかと思います。

暗中模索の中、新型コロナウイルス感染症に対しての対抗策も様々な研究がされており、少しずつ解明はされておりますが、まだまだ予断を許さない状況が続いております。そのような状況を受け、本日の一般質問は国内における重大な感染症の拡大状況下におけるむつ市議会の運営方針により、1人30分に短縮されておりますので、早速ですが、質問に入らせていただきます。

平成29年4月から平成34年3月(令和4年3月)までの5年間の計画期間であります現行のむつ市教育大綱が期間終了の時期を迎えようとしております。次期むつ市教育大綱への改訂作業を行っているとは思いますが、このむつ市教育大綱は市長の教育にかける思い、そしてむつ市の宝である子供たちの育成という最も重要な部分について、市としての指針を示すものです。

アフターコロナに対して、また児童・生徒の減少、急激な学校教育のICT化、小学校での少人数学級制度、小学校教科担任制度など、教育現場が現行のむつ市教育大綱が策定されたときからは、大きな環境の変化が起きております。

そこで、1項目4点質問させていただきます。

1点目、次期むつ市教育大綱作成に当たり、市長の思いをお伺いいたします。

2点目、次期むつ市教育大綱の作成スケジュールについてお伺いいたします。

3点目、次期むつ市教育大綱の作成に当たっての重点項目についてお伺いいたします。

4点目、現在の段階での現行のむつ市教育大綱の評価をお伺いいたします。

以上、4点をお伺いして、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) 佐藤広政議員のご質問にお答えいたします。

むつ市教育大綱についてのご質問の1点目、次期むつ市教育大綱作成に当たっての市長の思いについてであります。現行のむつ市教育大綱は、平成28年11月に策定いたしました。それから、現在に至るまでの間にも社会情勢は目まぐるしく変化し、例えば今日のデジタル技術の急速な進展は、学びそのものの形を変える勢いで押し寄せています。また、新型コロナウイルス感染症は、人々の生命や生活、価値観や行動、さらには経済や文化など社会全体に影響を与えています。国際的な競争も厳しさを増す中、人材の育成や教育に対する要請は一段と大きくなっています。

今後さらに加速すると考えられる様々な社会の変化に対し、受け身になることなく、その中からチャンスを見つけ、それを活用し、活躍していく子供たちを育てていく、そのために教育を通じて必要な資質、能力を身につけていくことが必要であります。

これらを可能にしていくため、次期むつ市教育大綱の観点として、総合教育会議において7つの項目を示しました。

1つは、国際社会の中での日本の教育の立ち位置についてであります。新型コロナウイルスのワクチンが自国で作れないですとか、注射器すらままならないですとか、ものづくり大国などと言われていた日本は、既に過去の栄光なのではと思うところがあります。それどころか、遅れた国になってきているのではないかと考えています。その原因をたどると、教育に行き着く部分もあると、私自身はそうのように考えています。20年も30年も同じやり方で同じことをやっている、同じところにしかたどり着けません。そんな根幹を問い直す必要があると私自身は考えております。

2つ目は、世界に通用する人材像についてであります。大量生産型の人材育成というものには、日本はたけています。教室でも教科書を開いて均一の授業をして、同じことを同じように学ばせませぬ。しかし、この時代、そのようなことでは、どこに行っても通用するものではありません。自らの意思で夢や可能性に挑戦する力を学校でも身につけてほしい、そんな教育が必要だと私は考えています。

3つ目は、これから求められる新しい学力の在り方についてであります。学力の在り方というのは、変わってきていると感じています。確かに偏差値というのはいまだにありますし、大学入試センター試験が共通テストになったからといって、入試の在り方が大きく変わるものではありません。しかし、少なくとも学び方を変えていく必要がある選抜方法に変わってきているのではないかと考えております。そうした部分を義務教育のときから変えていくにはどのような方法があるのか、デジタル技術の活用も含め、議論が必要だと考えております。

4つ目は、重点項目、重点科目の選出と教科のプロセスについてであります。これは、全教科一気に進められませんし、この地域だけがよくなるということもできないと思っております。そうしたことから、重点項目や重点科目を明確にして、学校も先生も、子供も保護者も、地域ぐるみで一生懸命やる必要があると考えております。

5つ目は、ゼロ歳から18歳までの継続した教育についてであります。高等教育機関の誘致ということは、これは数年前までは誰も想像しなかったと思います。しかしながら、むつ市には昨年短大があり、来年から大学が立地します。大学は、東京大学ですとか有名私立大学ですとか、偏差値が高い大学が優良な印象がありますが、子供たちにとっては、そうした選抜性の高さだけではなく、

いかにその子自身を成長させることができるかということが大切だと思っています。小学校から高校まで、ここまでは市の教育委員会だから、ここから先は県の教育委員会だから、あるいは幼保は市だからというような形で縦割りになることなく、つなぎ目のない一貫した教育でこの短大、大学に送り出す、そうした地域ぐるみの人材育成が私は必要だと考えておりますし、そのことについてはしっかりと議論を深めていきたいと考えてございます。

6点目は、スポーツ教育、文化活動の充実についてであります。例えばこの春の甲子園で、八戸西高校が甲子園出場を果たしました。青森県人として誇らしいことではありますが、なぜ大湊高校は、それでは行けなかったのでしょうか。私は、21世紀枠や、あるいは実力でも行けるといふふうに思っています。スポーツの部分でもしっかりと頑張っている子供たちが当たり前のように全国に行けるような環境をつくっていくことが必要だと思いますし、このことは何も野球に限ったことではなく、あらゆるスポーツ、あらゆる文化活動でも同様だといふふうに思っておりますので、子供たちの才能が伸びやかに羽ばたいていける、そうした環境を地域としてつくっていく、そのことを議論していきたいと考えてございます。

7つ目は、地域と教育の関わりについてであります。コミュニティ・スクールが全校でスタートしております。地域の皆さんにとっては、子供たちは地域の宝であり、どう成長していくのかを楽しみにされているのだと感じています。そのため支援として、ボランティアで通学路の見守りをしていただくことや、学校で何かがあれば協力していただく体制づくり、さらにはスポーツや文化の面での支援等、これらの活動が積極的かつ機能的に子供たちの成長に貢献できるような取組も必要だと考えております。

以上、7項目の一つ一つが子供や保護者の皆様にとっては、学びの機会や質がより多様で充実していくことにつながり、一方で先生方や学校にとっては指導方法の充実や働き方の改革につながり、さらに全ての世代の皆様の学びにつながるようなものであってほしいと考えております。

「米百俵」の精神もあります。教育への投資は、未来をつくる礎であります。むつ市の未来をつくる、そんな気持ちで次期むつ市教育大綱の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

そのほかの質問につきましては、教育委員会からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 佐藤広政議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市教育大綱についてのご質問の2点目、次期むつ市教育大綱の作成スケジュールはどのようなになっているのかについてお答えいたします。教育大綱は、市長と教育委員会をもって構成されるむつ市総合教育会議において協議を重ね、策定されます。令和4年度からの次期大綱につきましては、本年3月から検討を開始したところであり、策定に当たり、教育分野において広く活躍されている有識者のお話を伺い、その高い見識を今後の議論に生かすため、講演会を数回実施する予定であります。この講演会につきましては、学校やPTAなどを中心に広くご案内させていただいており、どなたでもご参加が可能となっております。

教職員をはじめ保護者や地域活動を担う皆様など、多くの市民の方々にも参加していただき、ご意見を賜りたいと考えており、第1回目の講演会は、去る4月29日に下北文化会館を会場に、「百ます計算」などで知られる陰山英男氏のリモート

講演を開催いたしました。次回の講演会は、7月1日に下北文化会館を会場に、八戸学院大学の学長を務められ、現在はインフィニティ国際学院学院長の大谷真樹氏のリモート講演を開催する予定であります。今後さらに2回程度講演会を実施する予定としており、様々なご意見を伺いながら、総合教育会議の場で検討を重ね、年度内の策定を目指してまいります。

次に、ご質問の3点目、次期むつ市教育大綱の作成に当たっての重点項目についてお答えいたします。教育を取り巻く環境が変わっております。例えば大学入学共通テストの導入、GIGAスクール構想、むつ市内への高等教育機関の開設などが挙げられます。こうした課題に対応するため、これまでの重点項目に加え、今後の時代の変化に対応できる人材育成、さらには生涯学習や学術の分野についても取り入れるよう検討してまいります。

最後に、ご質問の4点目、現在の段階での現行のむつ市教育大綱の評価についてお答えいたします。現行の教育大綱は、学力の向上、体育・健康教育の充実、夢を育む教育、地域とともにある学校の4項目を重点項目とし、各重点項目の下に全部で16の施策を展開しております。

評価につきましては、毎年むつ市総合教育会議で報告をしており、学力の向上に関しては、GIGAスクール構想の推進により、教育環境の整備について進捗が見られたこと、また体育・健康教育の充実では、総合アリーナの竣工、小学校部活動のスポーツ少年団への完全移行といったことにより、スポーツ環境の充実が図られる等、それぞれの施策において成果が上がっております。

一方で、学力の向上においては、アクションプランの中で県平均を3ポイント以上上回るといった高い目標を設定しており、引き続き取組が必要と考えております。

このような結果も踏まえながら、新たな大綱の作成を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ご回答ありがとうございます。

1点目につきましては、市長の並々ならぬ教育への思い、そして子供たちへの思いはひしひしと胸に伝わってまいりました。市長の、教育というものを最大優先課題として捉えているという姿勢を答弁していただいたことに感謝申し上げます。

2点目の作成スケジュールにも粛々と進んでいるようではありますが、様々な講演会を開催して、見識、知識を深めて生かしていくというご答弁をいただきました。ぜひとも広く市民の皆様にも情報を共有していただけるよう、広報のほうをよろしくお願い申し上げます。

そして、3点目ですが、重要項目として現行4項目から7項目に増やして、現状に即した項目を新たに取り入れるために、その内容として生涯学習や学術的な分野にも範囲を広げていく検討をしていただけるというご答弁をいただきました。新たなむつ市の教育の柱として、新しい時代に沿う7項目であり、これからの子供たちには絶対的に必要な項目であると感じております。ぜひ様々な観点からのご検討をしていただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

4点目ではありますが、素晴らしい実績を上げていると認識はしております。16項目という施策を展開しているということは、大変なご苦勞をしていらっしゃると思います。PDCAをしっかりと回している結果だと思います。まだまだ課題はあると思いますが、次期むつ市教育大綱にしっかりと反映していただけるようお願い申し上げます。

ご答弁をいただいた中でしっかりとした答えをいただきましたので、再質問はございませんが、

ここで1つ私からの要望と気持ちを伝えたいと思います。

学力向上、教育環境、キャリア教育、スポーツ教育、地域と教育、7つの重点目標は大変に重要なことではありますが、学校関係者のみでは達成は難しいと思われます。保護者、地域の協力をさせていただくためにも、講演会の開催などを計画しておりますが、まずはなぜにむつ市教育大綱を策定する必要があるか、策定するに当たっての市長の思いをしっかりと広報していただければと思います。

「教育の原点は家庭である」という言葉があるように、次期むつ市教育大綱の重点目標の達成のためには、教育関係者をはじめとする地域や保護者の方々の協力も大変重要なソースになるのではないかと思います。市民の皆様の全体の意識を変えていく取組も必要なのではないかと思います。

また、特別な支援の必要とする児童・生徒や医療的ケア児に対しても、より一層の充実をしていただき、先般国会にて成立されました医療的ケア児支援法に対しても、しっかりとした対応をしていただけるようお願い申し上げます。

このすばらしい過程を経て作成される見込みの次期むつ市教育大綱であります。むつ市の宝である子供たちが自分の夢を実現するための環境を、私たち大人が制限なく、制約なく教育環境を現場や家庭で支えるのが役目なのではないかと考えております。ぜひとも学校、保護者、地域が一体となって同じ目標に向かっていく施策を要望したいと思います。

最後に、ユダヤの格言を申し上げて終わらせていただきます。「理想のない教育は、未来のない現在と変わらない」。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤広政議員の質問を終わります。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎村中浩明議員

○議長（大瀧次男） 次は、村中浩明議員の登壇を求めます。10番村中浩明議員。

（10番 村中浩明議員登壇）

○10番（村中浩明） 皆さん、こんにちは。10番、会派未来への轍の村中浩明でございます。むつ市議会第248回定例会に当たり、通告に従いまして、2項目3点について一般質問させていただきます。市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

先日北の防人大湊ガイドの方に水源池公園から海望館、また北洋館などを丁寧にガイドをしていただく機会がございました。

そこで1項目め、北の防人大湊についてですが、釜臥山は約80万年前に恐山周辺にあった火山の噴火でできたカルデラ外輪山で、下北半島では一番高い山で878メートルあり、水資源が豊富で、現在も大湊のあちこちに湧き水があふれております。芦崎は、約4,200年前から雨や川などで釜臥山から流れてきた土砂が陸奥湾に流れ、海流に乗って自然にできた鳥のくちばしの形に似た砂嘴がとても美しくきれいであります。また、芦崎には釜臥山から湧き水が流れ、汽水域のために海の中でも植物が育つと伺っております。

明治35年、日露戦争時に津軽海峡を守るため、防衛しやすい芦崎の地形や空からの攻撃にも備えるため、釜臥山、また水が豊富で穏やかな陸奥湾

の好条件に海軍が目をつけ、現在の海上自衛隊の前身となる大湊水雷団が開庁した経緯がございます。そのような深い歴史と魅力がいっぱいの北の防人大湊ですが、明治から大正期にかけて釜臥山から切り出した安山岩を特殊な技法で積み重ねて造られた建物がたくさん現存しております。今でいう地産地消です。

水源池公園には、沈澄池堰堤を含む旧大湊水源池水道施設があり、旧海軍が明治時代から整備した施設、建物が多く残っており、平成21年には国の重要文化財に指定されております。

そこで、質問の1点目、北の防人大湊の各施設の利用状況についてお伺いいたします。また、未着手となっております石造壱番館、旧大湊高校女子寮の改修計画の予定があるのかどうかお伺いいたします。

2点目、日本遺産認定についてであります。日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通して文化、伝統を語るストーリーを日本遺産として文化庁が認定するものですが、現在海上自衛隊総監部の所在地である鎮守府の横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市の4市が「日本近代化の躍動を体感できるまち」として認定を受けております。5つの総監部所在地で、なぜか大湊だけが外れております。海軍施設として整備された石造のダムを擁する水源地、釜臥山の石を使って建てた石造の建物や1万トンドックの存在、社交倶楽部、士官宿舎など、近代化のストーリーが浮かび上がってまいります。このように歴史的にも貴重な財産があります。

そこで、質問の2点目、北の防人整備事業後の完成後には、日本遺産登録申請すべきと思いますが、その点についてどのように考えているのか、市の見解をお伺いいたします。

質問の2項目め、釜臥山スキー場についてであります。現在日本各地30か所以上のスキー場が

夏場でも滑れるスノーボードやスキー、そしてそり遊びやゴーカート、スーパースライダー、また色鮮やかな花畑として営業しております。先日のテレビニュースでも多くの方が見られたと思いますが、十和田市の奥入瀬溪流温泉スキー場のゲレンデには、ピンクや白、紫など4色のシバザクラ7万4,000株が辺り一面に咲き、上空15メートルから眺める熱気球体験やシバザクラのライトアップも行われておりました。

担当者の方に電話で話を伺いますと、平成23年あたりから取り組んでいらっしゃる、試行錯誤しながら、ようやく昨年あたりからきれいに咲き始め、今では多くの観光客が訪れていて、春の観光スポットとして定着しつつあるそうです。釜臥山スキー場は、海に向かって滑走する国内でも貴重なスキー場です。何とかこのスキー場を冬期以外でも利用できないものか。

そこで、質問の1点目、釜臥山スキー場の冬期以外の利活用について、また冬のシーズンの利用状況についてもお伺いいたします。

以上、2項目3点、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 村中議員のご質問にお答えいたします。

まず、北の防人大湊についてのご質問につきましては、それぞれ教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、釜臥山スキー場についてのご質問、冬期以外の利活用についてお答えいたします。釜臥山スキー場は、降雪状況にもよりますが、毎年12月中旬から3月下旬まで開設しております。市では、平成26年度にノカンゾウをゲレンデに地植えしており、現在はむつロータリークラブ様が主催する清掃登山等に毎年約2,000本のノカンゾウを植栽

しているところでございます。このような活動を継続することで山に彩りを与え、春にはシラネアオイ、夏から秋にかけてはノカンゾウの観賞を目的とする来訪者を増加させ、交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、令和元年度以降の冬期利用者数についてですが、令和元年度は少雪の影響により、2,503人と少なかったものの、令和2年度は2万4,535人にご利用いただいております。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 村中議員の北の防人大湊についてのご質問の1点目、北の防人大湊の各施設の状態のうち、教育委員会が所管しております壺番館の改修についてお答えいたします。

壺番館は、大正4年に旧海軍士官官舎として建造され、太平洋戦争終結まで官舎として利用、その後昭和62年まで大湊高校の女子寮として利用された石造建造物であります。

今後の改修予定につきましては未定となっておりますが、下北ジオパークやむつ市景観計画に基づき、壺番館の今後の在り方について研究してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） ご質問の1点目、北の防人大湊の各施設の状態についてお答えいたします。

北の防人大湊は、安渡館、海望館、みどりのさきもり館、弐番館のほか海上自衛隊大湊地方隊の資料展示室であります北洋館で構成されますが、平成29年度から令和元年度の平均利用者数につきましては、北洋館を除く4施設で14万9,388人、北洋館が6,390人であるのに対しまして、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による影響によ

りまして、北洋館を除く4施設で8万705人、北洋館が3,218人となっております。

次に、ご質問の2点目、日本遺産認定についてお答えいたします。日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて地域の文化、伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものでありまして、市ではその前提となる北の防人大湊の魅力を高める事業を継続して行っております。

現在国の重要文化財であります沈澄池堰堤につきましては、水漏れや石の崩落が見られるようになったことから、重要な遺産を後世に引き継ぐため保存修理工事を行っているほか、地域の伝統行事であります大湊ネプタの写真展、ミニネプタの展示イベントやネプタ囃子で使用する横笛を用いた横笛演奏の演奏会を開催するなど、地域の歴史、文化的魅力の向上を図る事業に取り組んでおります。

また、北の防人大湊は、下北ジオパークの大湊・芦崎エリアの一部としまして、官民連携による情報の発信をしており、このエリアを訪れたお客様には、ボランティア団体でございます北の防人大湊ガイドグループが歴史的建造物や旧海軍の歴史等のガイドを行っているほか、大湊小学校の児童が学校でのジオパーク教育を通じて得た知識を生かして北の防人大湊ジュニアガイドツアーを行うなど、下北ジオパークの活動と連動した形で歴史的魅力のプロモーションを行っております。

いずれにいたしましても、これまで行っております歴史的建造物の計画的な改修等による保全や、官民連携による北の防人大湊の歴史的魅力の発信及び地域の伝統、文化の継承を行う活動など、北の防人大湊のさらなる磨き上げが必要と認識しておりますので、ジオパークの活動と連動させながら、日本遺産の認定に向け、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 10番。

○10番（村中浩明） 丁寧な答弁、ありがとうございます。それでは、順番に再質問いたします。

北の防人大湊の各施設の状況についての再質問ですが、これまでの北の防人大湊のイベント開催状況や、またどのような取組をしてこられたのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

どのようなイベントということですが、北の防人大湊エリアの中にあります4施設のスタンプを集めることでオリジナル缶バッジが当たるスタンプリーを年間を通して開催しております。また、例年2月頃ですが、冬の北の防人を盛り上げますキタモリWeekを市民団体の皆様のご協力をいただきながら開催しております。また、令和2年度は7月から8月に大湊ネブタの写真やミニネブタの展示、8月には子供を対象としましたムチュランネブタづくりなどの工作体験、11月にはむつ市文化賞・文化奨励賞受賞者の作品展示や活動経歴等の紹介、そして答弁でもご紹介しました横笛演奏者の演奏会など、幅広い年齢層、多くの市民の皆様にお楽しみいただけるイベントを実施しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 10番。

○10番（村中浩明） ありがとうございます。

今はコロナ禍ではありますが、今後集客するための新たな取組を、もし何か考えていらっしゃったらお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

今年度につきましても、昨年度行ったようなイベント、幅広い年齢層の方に来ていただけるような活動をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 10番。

○10番（村中浩明） コロナ終息の際には、県内外からも多くの観光客に来ていただくための企画や、またむつ市民の方が参加できる様々な企画を組んでいただき、今後の誘客につなげていってほしいと思います。

壺番館の改修についてであります。非常に歴史的価値のある石造の建造物であり、種類、性質によっては、一度壊れてしまえば永遠に失われてしまうものもあるため、防災、防犯、災害対策でも対応を検討すべきと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に移ります。2点目の日本遺産認定についてであります。重要文化財や石造建造物が集約している旧大湊水源地水道施設は、歴史的な建造物でもありますし、周辺一帯を観光資源としてPRし、ぜひとも修復完成後には、集客を図るための取組をしていただき、また検討していただきたいと思い、次に移らせていただきます。

釜畷山スキー場の冬期以外の利活用について再質問させていただきます。スキー場の頂上から陸奥湾の壮大な眺めを見られるように、冬期以外でもリフトを稼働させられないのか、またリフトに乗って帰りも下りてこられるようにできないものなのかをお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） お答えいたします。

まず、冬期以外のリフトの稼働についてでございます。リフトは鉄道事業法の適用を受けるもので、冬期以外にリフトを使用する場合、リフトの座面から地上までの高さは5メートル以下と定められております。既存の第二リフトは、最も高いところで約6.3メートル、新設となります第一リフトは約6.5メートルになる予定でありますことから、冬期以外にリフトを稼働することは難しいと考えております。

次に、下りの乗車についてでございますが、釜

臥山スキー場に敷設されておりますリフトは、上り乗車に限定する構造となっており、下り乗車に対応するには、下り用の乗降場所の設営が必要なほか、強度を含めた全体の構造について、相当な改修を要するものであることから、実現は難しいと考えておりますが、センターハウスから数分上った場所にノカンゾウを植えてございますので、こちらのほうで観賞いただけますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 10番。

○10番（村中浩明） ありがとうございます。なかなか難題だなと思っております。強度が必要であり、せっかくのすばらしい眺めを多くの市民の方に見せていただければとは思っておりましたが、今後登山、皆さんの足で歩いていただいて、このむつ市のすばらしい陸奥湾を見ていただきたいと思えます。

また、今後ノカンゾウの花とともに、各町内会や小・中学校、市民の方に場所を割り当てて、センターハウスの前や第二リフトの乗り場辺りに一面に花を植えていただく、また水源池公園、安渡館、北洋館、海上自衛隊基地、そしてスキー場ゲレンデには色鮮やかなシバザクラやラベンダーなどでいっぱいの花畑にして、多くの市民や観光客にも来ていただきたい、そんなむつ市のよさを多くの方に知ってもらいたい、観賞できる環境を今後も整えて検討していただきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、村中浩明議員の質問を終わります。

ここで、午後2時40分まで暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

◎工藤祥子議員

○議長（大瀧次男） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。2番工藤祥子議員。

（2番 工藤祥子議員登壇）

○2番（工藤祥子） 今日最後の質問となります日本共産党の工藤祥子です。むつ市議会第248回定例会に当たり一般質問を行います。

第1の質問は、就学援助制度についてで、今回で5回目の質問となります。学校教育法第19条は、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と規定しています。就学援助制度の対象世帯は、要保護の生活保護世帯と準要保護世帯があり、準要保護世帯の認定基準は市町村が決めます。その支援は、三位一体改革により、2005年、国の補助を廃止してしまいました。そして、税源移譲、地方財政措置という抑制策により、ますます各市町村での格差が広がってきています。

しかし、この間全国の父母の声の広がりで見進が図られてきました。文部科学省調査令和3年版を見ると、新入学児童生徒学用品等の入学前支給は、全国8割を超えました。金額も少しずつですが、前進しています。むつ市も入学前支給について実施しました。今回も就学援助制度について、3点について質問します。

昨年コロナウイルス感染症対策として緊急事態宣言が延長された際、急激な収入減に対する支援として、就学援助制度についても直近の収入状況で援助の申請ができるよう対策を求める要望書を共産党議員団として提出し、昨年6月定例会でも質問しました。教育長は、取扱要綱の支給要件で対応可能という答弁をしておりました。

1つ目として、どのような周知をしたのか。申請数への影響はあったのか伺います。

2つ目として、準要保護者の認定基準についてです。むつ市の全児童・生徒数に対するこの制度の利用率は、令和元年度は12.4%、令和2年度は12.7%です。令和元年度の青森県平均は18.71%、国平均は15.43%です。全市町村の認定率の資料を県からいただきましたが、県内10市の中で利用率15%未満の3市の中にむつ市が入っています。むつ市準要保護者の認定基準は、市民税の非課税者、その他むつ市長が特に援助が必要と認める方とあります。

青森市の認定基準を見ると、市民税が減免または非課税、国保税が減免または猶予、国民年金の掛金が減免されている方、生活福祉資金の貸付を受けている方、世帯の総収入が少なく経済的に困っている方、個人の事業税が減免されている方、児童扶養手当の支給を受けている方と、青森市の令和2年度の利用率は18%となっています。八戸市の対象となる方も条件がたくさんあり、中核市の基準に倣っているということです。利用率は八戸市は21.7%です。むつ市も保護者の認定基準の入り口を分かりやすく、かつ多数に広げるべきではないでしょうか。

3つ目として、国の示す援助項目は、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費等、またスキー代等もありますが、むつ市にはこの項目はありません。増やす考えはないのでしょうか。

第2の質問は、学校給食への地元産品の利用についてです。2019年の3月定例会での質問では、前年度むつ産の米使用は0.09%、その他の食材の使用は0.9%という報告でした。翌年、つまり昨年3月定例会では、米使用について、給食会との話し合いで100%利用の見込みがあると答弁がありました。

そこで、1つ目として、むつ産の米利用、その

他のむつ市の地場産品の利用状況についてお知らせください。

2つ目として、地元産利用について、どのような努力をしているのかお知らせください。

最後に3つ目として、食育推進基本計画と学校給食についての考え方についてお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。私からは、食育推進基本計画と学校給食についてお答えいたします。

むつ市では、平成30年度に策定した第3次むつ市食育推進計画を基に、学校給食に関する作品コンクールや弁当の日を実施するほか、下北の地元食材を取り入れたふるさと産品給食の日などに取り組んでおります。今後も学校においても食育に取り組み、市民の皆様が健全な食生活を実践できるよう食を大切に、取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

その他の質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

就学援助制度についてのご質問及び学校給食についてのご質問の1点目、地元産の米、または他の地場産品の利用状況については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

ご質問の2点目、地元産利用について、どのような努力をしているのかについてお答えいたします。地元食材を給食で利用することは、生産地と消費地が近いことから、新鮮で旬な素材本来の味を味わうことができます。さらに、地元を理解し、

地元の恵み、自然に感謝する心を育むよい機会になることと認識しておりますことから、市といたしましては、市内食材納入業者に地元産の食材の納入依頼を行っております。

また、昨年度、市で実際に取り組んだ事例といたしましては、大平小学校において児童からの提案を基に脇野沢産の焼干を使用した「塩`（ジオ）ラーメン」や、大畑地区で栽培したイチゴを使用したイチゴゼリーといったジオ給食を提供し、地元産品の使用について、児童に考えさせる機会を設けております。

今後につきましても、栄養教諭等の創意工夫、生産者や経済団体等のご協力もいただきながら、学校給食において地元食材や郷土料理への興味関心を持ってもらうなどの食育を継続することにより、地産地消にもつながるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） 就学援助制度についてのご質問についてお答えいたします。

まず1点目の新型コロナウイルス感染症の影響についてであります。令和2年度における児童・生徒数における就学援助対象者の割合は12.7%となっております。令和元年度の割合である12.4%と比較して微増となっております。この中には、新型コロナウイルス感染症による経済活動の影響を受けた方もおられるのではと考えられますが、本制度は新型コロナウイルス感染症のみに対応した制度ではないため、具体的な影響については把握してございません。

次に、2点目の認定基準についてであります。準要保護制度には国の基準がなく、市の裁量により認定基準等を定めることとなっており、自治体により違いはございますけれども、単純に比較することはできないものと考えてございます。

市の認定基準につきましては、保護者の住民税

が非課税であることのほか、病気等で就労ができない場合及びその他市長が援助を必要とする場合に認定することとしております。

今後におきましても、現制度を継続し、市としてできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、援助項目を国の支給内容と同等にすべきについてであります。当市では通学用品費や宿泊を伴わない校外活動費等につきましては、学用品費に含めて支給することから、現状の項目であっても、受給においては含まれているものと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、学校給食についてのご質問の1点目、地元産の米または他の地場産品の利用状況についてお答えいたします。青森県が実施した令和2年度学校給食における地元食材の使用状況調査では、給食食材の使用割合は、地元産が10.7%で48.7トン、県内産が50.3%で229.8トン、国内産が21.4%で97.6トン、輸入品等が17.7%で80.8トンであり、そのうち地元産の米の使用割合は99.7%で42.3トン、ジャガイモは17.8%で1.2トン、キャベツは7.7%で1トン、長ネギは16.4%で0.7トンとなっております。

また、同じく令和元年度の使用状況調査では、地元産が1.6%で8トン、県内産が49.9%で256トン、国内産が31.6%で162.3トン、輸入品等が16.9%で86.8トンであり、そのうち地元産の米の使用割合は2.4%で0.9トン、ジャガイモは14.4%で0.9トン、キャベツは3.5%で0.4トン、長ネギは13.1%で0.5トンとなっております。

令和元年度と比較いたしますと、地元産の米の使用料が大きく上昇し、またその他の野菜等でも増加傾向となっております。

以上となります。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） どうもありがとうございます。順番に、また再質問いたします。

就学援助制度についてですが、コロナウイルス感染症の影響については具体的に把握していない、しかし伸びているということで、そのような答弁でした。私が改めて聞いたのは、青森市のホームページで就学援助に対する手続が書いてあるのですけれども、わざわざ赤文字で書いているのですよね。むつ市も取扱要綱の中で行えるから特別なことはしなくてもいいというふうな、そういうふうな前の教育長の答弁でしたけれども、青森市ではホームページで特別に赤文字で、「この度の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、経済的に困りになったかたの申請も、随時受け付けておりますので、通っている学校もしくは学務課までご相談ください」、このような一文があって、本当に親切だなというふうなことをちょっと感じたものですから、1項目質問上げました。このような優しさというのは必要ではないかなと、そういうふうに思っています。

それから、認定基準についてですが、むつ市の利用率は県の平均よりもちょっと低いのですよね。いつも国の利用率よりも青森県の利用率は高い、そしてその中でもむつ市が低いというのは、私はむつ市がそう裕福ではないのではないかなと、そういう認識があります。ある人に言わせれば、自衛隊の方がたくさんいらっしゃるから、むつ市はそうではないのではないかなというふうな話も聞いたことはあるのですけれども、県のほうから認定基準について40市町村の項目、18項目について調査したものを送っていただいて、見ますと、むつ市の基準項目は市民税非課税という部分にだけ丸がついているのです。確かに病気ということも、ホームページの制度紹介の中にはありましたけれども、たくさん丸がついている青森市を見ますと、市民税の減免している方、国民年金の免除、

児童扶養手当の支給、経済的理由による欠席日数が多い人、保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる人、このような項目にも丸がついて、そしてホームページでも紹介されているのです。私は、これは本当に大事だと思うのです。

あるお母さんに、「自分が市民税非課税かどうか分かりますか」と聞いたら、「分からない」と言うのです。だから、むつ市はもっと分かりやすい基準、そして様々な入り口を設けることによって、この就学援助制度について理解を深めていただきたくという、そういうふうなことも必要ではないかなという気がいたします。

確かにむつ市の市民税課の方から聞きましたが、「市民税が自分が非課税かどうか分からない人はいないよ」ということは、確かに私反論されましたけれども、多くの方は自分の世帯が市民税非課税なのかということとはなかなか分からないのではないかなと思います。だから、むつ市の基準が市民税非課税世帯だけに丸がついて、その方だけが就学援助制度を利用できるのだというふうな、このような説明はちょっと不親切では、温かさが足りないのではないかなと、そういう気がいたしますが。イエス、ノーだけでもいいですが、このような認定基準について、今後検討するというようなお考えはないでしょうか。イエス、ノーだけでよろしいです。

（不規則発言あり）

○2番（工藤祥子） 認定基準を増やすということです。いや、私通告していませんので、ちょっと遠慮したのですが。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。イエスカノーかということですがけれども、若干補足してご説明したいと思います。

現在のむつ市就学援助費支給事務取扱要綱の規定の中には、病気等により就労できない場合や、

その他市長が必要と認める場合というような基準が設けられております。その他市長が必要と認められる基準の主なものといたしましては、所得者が無職となった世帯、あるいは災害等で被災した世帯というところも想定してございますので、現行のまま対応できるものと考えておりますことから、新たに定める予定はございません。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） むつ市の考え方は分かりましたけれども、40市町村の調査項目の中で、やはりむつ市は市民税非課税というところだけに丸がついているのですけれども、たくさん丸がついているところは、やはり利用率が高いというふうな状況がありますので、何とかこのことを検討していただきたいと思います。

そして、お母さんの声ですけれども、「就学援助制度というのを知ってますか」ということを私伺いましたら、あるお母さんは、「この制度は確かに理解はしているし、紙は渡っている」と言っていました。「しかし、この制度を受けると、子供に対して影響があるのではないかと、このようなことを言って、本当に理解していないなという感じを持ちました。

この就学援助制度というのは、憲法第26条の規定、教育を受ける権利、教育基本法第4条の教育の機会均等、そして先ほど申し上げた学校教育法第19条に基づいた制度なので、本当にただ恩恵、恩典というのですか、情けを受けるということではなくて、もっともっと、むしろ権利として受けることができるということ、本当に口酸っぱくして皆さんに説明していただきたい、このように思います。

そしてもう一つ、援助項目を国の支給内容と同等にすべきということについて質問いたします。先ほど学用品費の中に含まれているという、この

ような説明でしたけれども、私もあるお母さんに聞いてみました。就学援助制度を利用しているお母さんです。国の制度とむつ市の制度、2つを見せて、「どう思いますか」と言ったら、「一番困っているのは、スキーを買う等の体育実技用具費が、これが負担が重い」と、このような答えが返ってきました。確かに国の抑制政策の中でなかなか広げるといことは大変だと思うのですが、このような声についてどう思いますでしょうか。

（「通告外」の声あり）

○2番（工藤祥子） いえ、これは通告しています。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

ただいまスキー用具費というような話がございましたけれども、むつ市では不要になったスキー用具を保護者から提供していただきまして、必要な児童に活用していただくなど、金銭以外での父兄の皆さんのつながりというものもございまして、そういう部分についてもご利用していただければというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 大変いいことだと思います。

これをもっともっと多くの方に周知していただきたい、活用してほしい、このように思います。

確かに青森大学のキャンパス、これは本当にむつ市の、下北の悲願でしたけれども、もっともっと夢を諦めない、そして広い土台をつくって、子供たちが互いに交流しながら学習していくということに対しての行政の支援を広げていく、このために就学援助制度の周知をもっともっと広げていただきたい、説明していただきたい、このことをまず訴えまして、次の学校給食の問題に移っていきたいと思います。

学校給食、令和元年より令和2年はデータが伸

びていること、本当にうれしく思っています。そして、地元産がこのような形で伸びたということは、願いをしたというような、納入依頼を行っているということなのですが、もっと具体的な努力というものをお知らせください。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

むつ市産の食材の利用率、こちらの向上のために青森県学校給食会に対しまして、むつ市産の米の供給に係る市からの要望書を提出いたしました。そうしましたところ、令和元年度中途より学校給食における米穀につきましては、むつ市産のまっしぐらの提供が可能となっております。したがって、令和2年度につきましては、年間を通じてむつ市産の米が使用されることになりましたことから、使用割合が大幅に増加したものでございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 工藤祥子議員に申し上げます。

間もなく申合せの時間となりますので、質問をまとめてください。2番。

○2番（工藤祥子） 要望書を出して、このような実績を得たということ、本当によかったなと思っています。むつ市産の米は、令和2年度で2,737万円予算計上されています。この金額は、私は本当に地元の米農家の方に対する励ましかと思っていきます。水田の風景を見ることもなかなかできなくなった、そういう中で、生産者と学校給食とのこの連携の中で、もっともっと地元産を活用していただきたいと思えます。

ジャガイモ、キャベツとか長いものということも、これは努力次第で、生産者が連携する中で、もっともっと学校給食の中で使用できるのではないかなという、そういう思いがしますので、今度は経済部生産者支援課等に対する観点、支援の観点ということで勉強して、またこれからも取り上げて

いきたいと思っています。

学校給食法の実施基準の一部改正とか第4次食育推進基本計画にも学校給食と地元産品の活用ということがうたわれています。でも国会の状況を見ると、なかなか自給率が上がらないで、本当に私も考えるところが、これでいいのかということとで考えることがありますけれども、農林水産省は法律改正をして、積極的に地元産品を学校給食に活用してほしい、このような姿勢をうたっているということは、本当に頼もしいと思っています。これからも経済部生産者支援課とのつながりの中で、このような観点の中で勉強していきたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（大瀧次男） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月15日は住吉年広議員、浅利竹二郎議員、佐賀英生議員、佐藤武議員、鎌田ちよ子議員、濱田栄子議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時10分 散会